

第4部 ミャンマーの外国送金法制

第1章	総論	135
第1節	はじめに	135
第2節	外国送金規制の概観.....	135
第2章	ミャンマーにおける外国送金規制	136
第1節	外為管理法.....	136
第2節	送金原資に係る規制.....	138
第3章	外国送金の実情	138
第1節	MIC 外資会社による外国送金	138
第2節	非MIC 外資会社による外国送金	140
第3節	内資会社による外国送金に係る規制.....	141
第4章	今後の課題	141

第1章 総論

第1節 はじめに

ミャンマーにおける外国送金法制に係る法整備はいまだ途半ばである。具体的には、基本的な法令は存在するものの、当該法令に基づく下位の法規範が十分整備されていない領域が存在する。また、外国送金に係る主要法令の英訳は公表されているものの、規則や通達レベルの規制については必ずしも十分な英訳が公表されておらず、十分な情報開示がされていない。加えて、現在の法律の規制上は外国送金が可能と思われても、ミャンマーの銀行実務の運用上外国送金が規制されている場合がある点、さらに、法律上認められていない外国送金方法が実務上横行しているという点もミャンマーにおける外貨送金規制をより一層複雑かつ不明瞭なものにしているといえる¹。

もともと、近年ミャンマー政府は、外国投資の誘致を推進する政策の一つとして、外国人による外国送金を緩和する方向で法整備を進めており、外国送金に関する法令整備が次々に行われている状況である。また、ミャンマー政府は、外国送金の窓口となるミャンマー民間銀行に対して通達を行うことにより、外国送金に係る実務上の取り扱いについても一定のルール化を進めているように見受けられる。

本部ではこうしたミャンマーにおける外国送金規制について、実務上の動向も踏まえて説明する。

第2節 外国送金規制の概観

ミャンマーにおける外国為替管理は長年にわたって **The Foreign Exchange Regulation Act (1947)** によって規定されており、ミャンマー中央銀行の為替局に在籍する外国為替官と為替管理委員会によって管理されていた。従来のミャンマーにおいては、外国人による外国送金については基本的に厳しい制限が設けられていたが、ミャンマー政府は金融セクターの近代化に努力を重ね、**The Foreign Exchange Management Law (2012)** (以下「外為管理法」という。)が2012年8月に施行されて以降、外国送金規制の緩和が進んでいる。

外為管理法は、ミャンマーにおける外国送金規制を概括的に規定する法律であり、外資会社(一人でも外国人が株主として存在する会社をいう。以下同じ。)及び内資会社(全株主がミャンマー人である会社をいう。以下同じ。)の区別なく適用される。このうち、外資会社は①外国投資法上のMIC許可を取得して設立された外国会社(以下「MIC外資会社」という。)と②外国投資法上のMIC許可を取得していない外資会社、すなわちミャンマー会社法27A条1項に基づく営業許可(Permit to Trade)のみを取得している外資会

¹ ミャンマーからシンガポールなどの海外に対する外国送金においては、Hundi と呼ばれる送金方法(いわゆる地下銀行による送金)が広く行なわれている。もともと、当該送金方法は違法である。

社（以下「非 MIC 外資会社」という。）に区分される。後述するとおり MIC 外資会社による外国送金については Foreign Investment Law（2012）（以下「外国投資法」という。）の一部の条項の適用もある。

第2章 ミャンマーにおける外国送金規制

第1節 外為管理法

外為管理法においては、送金する取引内容を「資本取引（Capital Account Transfer）」と「経常取引（Ordinary Account Transfer）」に分類した上で、同法7章においては経常取引に係る規制を、同法8章においては資本取引に係る規制を定めている。外為管理法上の外国送金に係る規制を整理するにあたっては、外為管理法上の「資本取引」と「経常取引」の区別が出発点になる。

第1 資本取引と経常取引の定義

外為管理法上、資本取引（Capital Account Transfer）とは、経常取引（Ordinary Account Transfer）以外のものをいうとされている（外為管理法2条（m））。そこで、経常取引の定義についてみてみると、経常取引とは、資本取引以外の取引で以下の取引を「含む」ものとされている（外為管理法2条（l））。

- ① 短期の銀行ローン（short-term bank loan）又は商業（trading）及びサービス（services）を含む経常的な取引
- ② ローンの利息又は投資による純利益（net-income）
- ③ ローンの割賦払金又は直接投資による減価償却（depreciation for direct investment²）
- ④ 親族（family）の生活費の国内又は海外への送金

経常取引への該当性が資本取引との区別のメルクマールになるはずであるが、経常取引に該当し得るものとして列挙されている取引内容は、あくまで例示列挙であることに加えて例示されている①から④までに掲げられている取引の内容が不明瞭であり、資本取引と経常取引については必ずしも明確な区別が条文上されているとは言い難い。

以上のとおり、そもそも資本取引と経常取引の定義が曖昧であることから個別の取

² 原文ママである。

引が資本取引と経常取引のどちらに分類されるのか必ずしも一義的には明らかでなく、結局銀行実務における取り扱いを調査しなければ分からないといえる。

第2 定義の具体的な適用状況

資本取引に該当すると考えられるものとして、外国資本金及び配当金に係る送金がある。外資会社が外国からミャンマーに資本を注入する行為は、資本取引に該当することで異論はないであろう。これに対して、外資会社による外国人の株主に対する配当金（Dividend）の支払いについては、②において「投資による純利益（net-income）」が経常取引とされていることから経常取引に分類されているとも思える。もともと、資本取引について定める9章下にある外為管理法26条は、利益の分配（sharing of profits）を償還するにあたっては、ミャンマー中央銀行は当該原資がミャンマー国内に現実に投資されたかを調査する必要があると定めていることから³、ミャンマー中央銀行は外為管理法26条に基づいて外国送金の事前の認可権を有するものと解されている。配当金は同条の「sharing of profits」に該当するものと解されているようであり、資本取引に該当するものと考えられる。

輸入物品に対する売買代金の支払い及び技術ノウハウの提供の対価としてロイヤリティや技術指導料の支払いは、それぞれ①の商業（trading）及びサービス（services）に該当すると解されることから経常取引に分類されるものと思われる。また、ローンの借入金の返済のうち利息の支払いについては②により経常取引に該当するものと思われる。後述するミャンマー中央銀行への聞き取り調査の結果も、これらの取引については実務上経常取引に分類されているように思える。

これに対して、ローンの借入金の返済のうち、元本返済については必ずしも明確ではない。たしかに①及び③の文言をみる限り、少なくとも短期借入れ及び割賦借入れに係る元本返済は経常取引に該当するものとも思われる。他方、後述するミャンマー中央銀行への聞き取り調査によれば、MIC外資会社については、借入金の元本返済については借入れ時及び返済時ともにミャンマー中央銀行の事前許可⁴が要求されていることからすると、実務上は資本取引に分類していると解することも十分可能と思われる。この点については今後の要検討事項である。

³ "In order to repatriate the sharing of profits, ... the Central Bank shall scrutinize whether the funds specified as foreign investment were actually brought into the State"

⁴ 現地法律事務所からはMIC外資会社による元本返済のための送金については、MICの許可事項であるものの、中央銀行の許可は不要との情報を得ている。しかし、後述するようにミャンマー中央銀行や民間銀行に対して実施したヒアリングによれば、借入れ時及び返済時ともにミャンマー中央銀行の事前許可が必要であるとの結果であった。ヒアリングを実施したタイミングが比較的直近であることなどから本文中では後者の情報に基づき記述を行なっている。

第3 ミャンマー中央銀行による通達

ミャンマー中央銀行は、MIC 外資会社及び非 MIC 外資会社を問わず外資会社による資本取引に係る外国送金についてはミャンマー中央銀行の許可・報告義務を課す一方、経常取引に係る外国送金は特にミャンマー中央銀行への報告義務等の制限を設けない方針を打ち出しており、その旨を外為管理法に基づいて各民間銀行に通達している。

第2節 送金原資に係る規制

ミャンマー国内から国外に対して外貨を送金するためには送金原資となる外貨を確保する必要がある。ところが、ミャンマーの銀行の運用上の規制として、海外送金の原資となる外貨はミャンマーの銀行システムの中に正当にクレジットされた外貨に限られるようである。このため、海外送金するにあたっては、実質上は「ミャンマー国外への輸出によって取得した外貨」か「外国投資に伴う資本金の払込みとしてミャンマーに流入した外貨」に限られることとなる。こうした外貨は市場等で調達可能であるが、外国送金にあたり一定のコスト増大要因になる可能性がある。本調査ではかかる規制の法令上の根拠について確認することを試みたが、現段階においては明確な法令上の根拠を特定するに至っていない。

第3章 外国送金の実情

ミャンマーにおける外国送金に係る規制の概要及びその運用状況は前記のとおりである。もっとも、MIC 外資会社による外国送金には外国投資法が適用される結果、法律の適用関係が複雑化する。これに加え、条文上の根拠は必ずしも明確でないものの、外国送金には様々な実務上の制約が存在することも事実である。そこで、本章では MIC 外資会社、非 MIC 外資会社及び内資会社のそれぞれについて、外国投資法の適用や実務上の制約も踏まえたうえで、實際上外国送金がどのように行なわれているのか（又はどのような困難があるのか）について論じることとする。

第1節 MIC 外資会社による外国送金

第1 外国投資法と外為管理法の関係

外国投資法 39 条は、MIC 外資会社は同条各号に定める通貨をミャンマー国内で外国銀行を営む権利を有する銀行を通じて定められた交換比率に従って外国送金することができる旨定める。また、外国投資法規則においても外国送金に係る手続的な規

定が定められている（外国投資法規則 17 章）。

これに対して、上述のとおり外為管理法は、外国送金する取引内容を資本取引と経常取引に分類した上で外国送金規制を規律している。

両法の条文の文言を素直に読む限り、MIC 外資会社の外国送金手続について外国投資法及び外為管理法のどちらの法律も適用があり得るように読めるものの、両法の適用範囲を区分する規定がないことから、MIC 外資会社による外国送金に係る両法の適用関係が問題となる。この点については、外為管理法の定めは MIC 外資会社、非 MIC 外資会社、内資会社の区別なく概括的に適用される一方、外国投資法に定める外国送金に係る規定は、MIC 外資会社が行う取引のうち「資本取引」に限定して適用されるものと解されているようである。

第2 取引内容による区別

ミャンマー中央銀行や民間企業からの聞き取り調査によると、MIC 外資会社の外国送金に係る手続の現状は以下のとおりである。

No.	外国送金の種類	MIC 外資会社
1	外国資本金 (Foreign Capital)	MIC 認可申請時：MIC へ資金計画書提出 清算時：中央銀行へ申告
2	配当金・利益分配 (Dividend / Profit Share)	MIC の事前許可が必要（年に 1 度） （ミャンマー中央銀行の許可は不要）
3	借入金の元本返済 (Principal Repayment)	借入時：民間銀行を通じて中央銀行の許可が必要 返済時：中央銀行の事前認可
4	借入金の利息 (Interest)	制限なし
5	輸入支払 (Payment for Import)	制限なし
6	ロイヤルティー（技術・ノウハウ） (Royalty)	制限なし

No.2 にかかる配当金に関しては、MIC 外資会社が外国送金を行う場合、事前に外国送金の計画を MIC に報告し、認可を得る必要がある。この点、MIC への外国投資許可申請時に包括的に配当金送金許可を取得することはできず、毎年度決算毎に法人税等の納税証明等を添付した上で、その都度 MIC へ許可申請を行うことが必要となる。MIC によれば、同事前認可は MIC が MIC 外資会社の資金運用に対して、適切にモニタリング機能を確保するために実施しているとのことである。これら MIC の事前認可の申請が、ヤンゴンでは受け付けられず、ネピドーの本省でのみ受け付けられるという点も、MIC 外資会社にとっては実務上の大きな負担となっている。

また、ミャンマーへの進出を検討する本邦企業にとっては、内資会社との間で技術援助契約・ライセンス契約等を締結することも増えることが予想されるが、その際、

ロイヤルティーにかかる送金について特段の制限が存しないことは朗報である。しかし、当職らが現地の実務家に確認したところでは、実際にかかる送金を実施されたケースは確認できておらず、現段階での対応としては、実際に送金を行なう際には事前に送金の可否について民間銀行やミャンマー中央銀行に相談することが望ましい。

第3 手続

MIC 外資会社が外国送金をするにあたっては、MIC に対して申請書 (Form 13) 及び資料⁵を添付した上で外国送金の申請をする (外国投資規則 143 条)。これに対して、MIC は当該申請書の内容を踏まえて、その裁量により認める額の外国送金を事前に承認することとされている (外国投資施行規則 144 条)。この点、外国送金のうちどの種類の取引について適用があるかは必ずしも明らかではない。

これに対して、ミャンマー中央銀行の命令 (Directive) によれば、MIC 外資会社がその経済活動からあげた収益又はローン、利息、経費 (Business Expenses) の返済をするにあたって外国送金をするためには、外為取引承認金融機関に対して以下の書類を提出する必要があるとされている (ミャンマー中央銀行命令 No.15/2012 別紙 A)。

- ① 送金指示書 (Application for Transfer)
- ② Form A (輸入以外にかかる事項の外国為替取引用)
- ③ 収支一覧表 (Income Expenditure Statement)
- ④ 外国送金する原資を獲得した証拠 (supporting evidence indicating the source of funds for the transfer)
- ⑤ MIC による送金承認書 (Form 13 に基づく承認)

第2節 非 MIC 外資会社による外国送金

非 MIC 外資会社の外国送金に係る規制については、外為管理法が概括的に適用されるものの、外為管理法にかかる施行規則 (Rule) が発表されていないこともあり、詳細な適用ルールが存在するかどうかは明らかになっていない。しかしながら、非 MIC 外資会社のほとんどがミャンマー国内の企業でありかつ小規模企業であることを考慮すると、恐らくミャンマー政府は非 MIC 外資会社が外国送金を行うことを想定しておらず、従って外貨送金に係る規定を定めた明確なルールは現段階では存在しないものと考えられる⁶。

仮に非 MIC 外資会社が外国送金を行う場合、恐らく資本取引及び経常取引のどちらの場合も MIC 外資会社の手続とほぼ同様であると考えられる。しかしながら、市中の民間

⁵ ①監査報告書 (auditor's report with regard to the business) 及び②口座取引明細書 (bank balance statement)

⁶ 故に、外国会社の外貨送金については、MIC ステータスを取得した企業については許可されるという理解の方がより実態に近い。

銀行についても非 MIC 外資会社による外国送金については、過去の事例がほとんどないため、外国送金サービスを提供することにネガティブな態度をとることが多く、実際に外国会社が外国送金することは、実務上の困難を極めていることが現状である。

以上のミャンマーにおける現況を打破するため、ミャンマー中央銀行は、既に国際通貨基金（IMF）の支援を受けて外為管理法の規則（Regulations）の草案を作成している。同草案は本稿作成時点において法務長官府（Attorney General's Office）で審査中であり、その後大統領府の承認を得た後、2014年3月頃を目途に制定・施行される予定である。ミャンマー中央銀行によると、同規則により MIC 外資会社、非 MIC 外資会社、特別経済特区（SEZ）への入居企業等全ての外国企業が、ミャンマー中央銀行への報告・認可なしで経常取引に係る外国送金を行えるようになる見込みである。

第3節 内資会社による外国送金に係る規制

内資会社については、外国人の株主がいないことから資本取引にあたる外国送金をするという事態は生じ得ないものと思われる。これに対して、内資会社が経常取引にあたる外国送金をするにあたっては直接的又は間接的に制限してはならない旨明文で定められている（外為管理法 25 条）。従って、法律上の規制としては、内資会社が経常取引にあたる外国送金をするにあたっては、何らの制限も課せられないはずである⁷。

もともと、上述したとおり、ミャンマー国内から国外に対して外貨を送金するためには送金原資となる外貨を確保する必要があるものの、海外送金の原資となる外貨はミャンマーにおける銀行システムの中に正当にクレジットされた外貨に限られるという運用上の規制がある。内資会社による外国送金にこのような運用上の規制が適用されるかについては必ずしも定かではないものの適用される可能性があるように思われる。

第4章 今後の課題

まず、ミャンマーにおける外国送金規制の今後の課題としては、外国送金に係る諸規定が、外国企業に対して明確に伝わっていないことが挙げられる。一つの原因としては、外国投資法の細則で規定されている MIC 会社の外国送金に関する記述が曖昧であることが挙げられる。具体的には外国送金の種類に応じた記述になっていないこと、更に送金の種類に応じて MIC の事前許可の要否が明記されていないこと等が挙げられる。他の原因として、諸規定の英訳及び情報提供が不十分であると考え⁸。

⁷ 内資会社からの経常取引にあたる外国送金の場面としては、例えば、内資会社が第三国籍から物品を輸入し、その売買代金を外貨で支払う場面、内資会社が外国の銀行からの借入金を返済する場面、内資会社が外国籍の会社から一定の技術指導やノウハウの提供を受ける対価として技術指導料等を外貨で支払う場面等がある。

⁸ ミャンマー中央銀行は外為管理法等の法律レベルの英訳情報は、ウェブサイトを通じて公表しているも

次に、ミャンマーの銀行毎に運用上の実務が異なり、外貨送金の処理方法が画一されていない点が課題として挙げられる。經常取引に係る送金依頼に関して、ミャンマーの一部の銀行では未だミャンマー中央銀行に報告義務があるとして、銀行を通じて中央銀行の許可を取得することとしている銀行もあり、ミャンマー中央銀行の通達に対する対応に温度差があるのが現状である。その結果、実際の送金に際して、送金の種類によって各銀行が求めてくる書類が異なっているようであるが、これが明確に示されていないため、外国人にとって非常にわかりにくい状況となっている。

以上の点については、外為管理法施行規則の制定や今後のミャンマー中央銀行による各民間銀行への通達の内容等により改善されるかも含めて今後の動向に注目したい。

以上

の、規則レベルの規定については英訳及び公開されていない。